

○ 大阪市契約担当者連絡会議規程

制 定 令和2年2月4日

（目的）

第1条 本市契約事務の適正かつ円滑な執行の確保を目的とし、各所属契約担当者間の連絡調整を行うため、大阪市契約担当者連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 会議は、各所属の契約事務担当者で組織する。

2 会議の議長は、契約管財局契約部の担当者が務める。

（事務局）

第3条 会議の事務局は、契約管財局契約部に置く。

（会議の開催）

第4条 会議は、随時事務局が各所属の契約事務担当者を招集して開催する。

2 事務局が必要と認める場合には、一部の所属の契約事務担当者のみを招集し、会議を開催することができる。

（名簿の作成）

第5条 事務局は、年度ごとに担当者名簿を作成し、各所属に共有するものとする。

2 各所属の契約事務担当者は、前項の名簿の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく事務局に報告しなければならない。

3 事務局は、前項の報告があったときは、遅滞なく担当者名簿を変更し、各所属に共有するものとする。

附 則

この規程は、令和2年2月4日から施行する。